

別記2 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
機船船び き網漁業	さより機船 船びき網漁 業	定め なし	48キロワット (旧馬力15) 以下	伊予灘 ただし、大洲市青島地先における最大高潮時 海岸線から1,300メートル以内の海域を除く。	10.1～ 翌5.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	雑魚機船船 びき網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
潜水器漁 業	第一種共同 漁業の目的 とする水産 資源を採捕 する潜水器 漁業	定め なし	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者であっ て、漁業権者の同 意のある者 (伊予灘に限る。)
地びき網 漁業	地びき網漁 業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
固定式刺 し網漁業	雑魚磯建網 漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の第2種共同漁業権漁場区域内	1.1.～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者であっ て、漁業権者の同 意のある者 (伊予灘に限る。)
刺し網漁 業	きす刺し網 漁業	定め なし	5トン未満 48キロワット (旧馬力15)	(A区域) 伊予灘のうち西宇和郡伊方町襖鼻灯台(以下 「襖鼻灯台」という。)と山口県熊毛郡上関町八	(A区域) 4.1～ 11.30	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
			以下	<p>島灯台(以下「八島灯台」という。)とを結ぶ直線 以東の区域</p> <p>ただし、大洲市青島及び松山市由利島周辺を 除いた小型機船底びき網漁業の禁止区域(別記 4表2の部6の項から12の項まで、13の2の 項及び15の項に掲げる区域)並びに大洲市青島 及び松山市由利島周辺の2,000メートル以内の 区域を除く。</p> <p>(B区域)</p> <p>伊予灘のうち襖鼻灯台と八島灯台とを結ぶ直 線以西の区域</p> <p>ただし、次のC、Dの区域及び小型機船底びき 網漁業の禁止区域(別記4表2の部15の項に掲 げる区域)を除く。</p> <p>(C区域)</p> <p>伊予灘における漁業に関する協定(平成14年 3月27日、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 会長、愛媛海区漁業調整委員会会長及び大分海 区漁業調整委員会会長間で締結された協定)に 基づく協定海域(以下「伊予灘協定海域」とい う。)の区域</p> <p>ただし、D区域を除く。</p> <p>(D区域)</p> <p>伊予灘協定海域のうち、次のアの点、イの点、 ウの点及びエの点を順次結ぶ直線、愛媛県の最 大高潮時海岸線から8,000メートルの線のうち 同線上エの点からオの点に至る部分並びにオの 点とアの点を結ぶ直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 大分県国東市国東町黒津鼻(以下「黒津 鼻」という。)から真方位90度の線と、大 分県大分市高島東端と山口県熊毛郡上関町 ホオジロ灯台とを結ぶ直線(以下「A線」と いう。)との交点</p> <p>イ 黒津鼻から真方位90度の線と西宇和郡 伊方町見舞崎灯台(以下「見舞崎灯台」とい う。)と山口県熊毛郡上関町祝島(以下「祝 島」という。)東端とを結ぶ直線(以下「B 線」という。)との交点</p> <p>ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台(以下「佐田岬 灯台」という。)と祝島北西端と大分県国東 国郡姫島村姫島灯台を結ぶ直線上祝島北西 端から5,000メートルの点とを結ぶ直線上 佐田岬灯台から8,000メートルの点とエの 点を結ぶ直線の延長線とB線とを結ぶ直線 の交点</p> <p>エ 見舞崎灯台と祝島西南端とを結ぶ直線上 見舞崎灯台から8,000メートルの点</p> <p>オ A線上愛媛県の最大高潮時海岸線から 8,000メートルの点</p>	<p>(B区域)</p> <p>7.1～ 11.30</p> <p>(C区域)</p> <p>1.1～ 12.31</p> <p>(D区域)</p> <p>6.10～ 翌4.9</p>	<p>町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)</p>

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	ぼら囲い刺 し網漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市又は 大洲市長浜町に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	八幡浜市保内町及び西宇和郡伊方町地先にお ける共同漁業権漁場区域内 ただし、伊予灘においてするものに限る。	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町又 は八幡浜市保内町 に漁業根拠地を有 する者 (伊予灘に限る。)
	はまち追掛 網漁業	定め なし	定めなし	次のア、イ、ウの3点を順次結んだ直線とエと オの点を結んだ直線に囲まれた伊予灘 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線に おける境界線 イ 松山市白石（二ツ石） ウ 広島県上蒲刈島黒鼻 エ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線 における境界点 オ 山口県八島西南端	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市又は 大洲市長浜町に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	次のアとイを結んだ直線とウとエを結んだ直 線に囲まれた伊予灘 ア 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線 における境界点 イ 山口県小水無瀬島頂上 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点 エ 大分県関崎灯台中心点	1.1～ 12.31	西宇和郡伊方町又 は八幡浜市保内町 に漁業根拠地を有 する者 (伊予灘に限る。)
かご漁業	いか玉漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	4.1～ 6.30	伊予市双海町上灘 又は同市双海町下 灘に漁業根拠地を 有する者
たこつぼ 漁業	たこつぼ漁 業	定め なし	定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点 を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 5,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 今治市と松山市との最大高潮時海岸線に おける境界点 イ 松山市白石（二ツ石） ウ 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点 エ 広島県倉橋島亀ヶ首 2 松山市安居島及び同市小安居島の周辺最大 高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市北条に漁業 根拠地を有する者
			定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点 を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から	1.1～ 12.31	松山市高浜、同市 松山、同市三津浜、

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点 イ 広島県倉橋島亀ヶ首 ウ 重信川河口の両岸を結んだ直線の中央点 エ 山口県大水無瀬島頂上 2 松山市興居島及び同市釣島の周辺最大高潮 時海岸線から4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。		同市今出又は同市 和気に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	松山市睦月島、同市野忽那島、同市中島、同市 怒和島、同市津和地島、同市二神島、同市中島、 同市小市島及び同市由利島の周辺最大高潮時海 岸線から4,000メートル以内の伊予灘 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	松山市中島、同市 野忽那、同市睦月、 同市上怒和、同市 元怒和、同市津和 地又は同市二神に 漁業根拠地を有す る者
			定めなし	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を 結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 重信川河口の両岸を結んだ直線の中央点 イ 山口県大水無瀬島頂上 ウ 伊予市と大洲市との間の最大高潮時海岸 線における境界点 エ 大洲市青島波止の上泊	1.1～ 12.31	伊予郡松前町又は 伊予市に漁業根拠 地を有する者
			定めなし	1 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点 を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 伊予市と大洲市との間の最大高潮時海岸 線における境界点 イ 大洲市青島波止の上泊 ウ 大洲市と八幡浜市との間の最大高潮時海 岸線における境界点 エ 山口県八島洲埼 2 大洲市青島周辺最大高潮時海岸線から 4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	大洲市長浜町に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を 結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から 4,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。 ア 大洲市と八幡浜市との間の最大高潮時海 岸線における境界点 イ 山口県八島洲埼 ウ 西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点 エ 大分県関崎灯台中心点		西宇和郡伊方町又 は八幡浜市保内町 に漁業根拠地を有 する者 (伊予灘に限る。)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
はえ縄漁業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	定め なし	定めなし	伊予灘	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
	ふぐはえ縄 漁業	定め なし	定めなし	伊予灘	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	定め なし	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)
まき餌釣 り漁業	まき餌釣り 漁業	定め なし	定めなし	伊予灘	1.1～ 12.31	松山市、伊予郡松 前町、伊予市、大洲 市、西宇和郡伊方 町又は八幡浜市保 内町に漁業根拠地 を有する者 (伊予灘に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。